

幸田町監査公示第 1 号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、町長等から平成28年度実施分監査指摘事項に対して、措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成29年 6月 1日

幸田町監査委員 山下 力

幸田町監査委員 大嶽 弘

様式1

監査指摘事項措置状況通知書（総務部 総務課）

監査実施日 平成28年5月12日

幸田町監査公示第1号関係分

| 監査指摘事項等 | 措置状況 |
|---|---|
| <p>①施設利用について、日時（利用時間数）、利用者氏名（代表者）、利用人数、使用理由等記載できる利用簿を整理し、利用状況を確認、管理できるように改善されたい。</p> <p>②施設利用後の設備及び施設自体の点検を実施し、その記録簿を整備されたい。</p> <p>③各施設とも建設から相当程度経過し、経年利用による修繕等が行われていることから、施設の長寿命化または、統廃合について検討されたい。</p> | <p>①必要事項を記載した利用簿を、公共施設であるコミュニティホームの管理業務を委託している区長に対し配布し、記入してもらうよう指示した。</p> <p>②利用者に対し、施設を利用した後の点検を義務付け、また記録簿を記入してもらうよう管理業務を委託している区長に指示した。</p> <p>③公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、公共施設の適正な配置を実現することを目的とした「幸田町公共施設等総合管理計画」をH27年度に策定した。これに基づき、今後の財政状況等を踏まえ、更新時期にある施設については必要性等考慮し、公共施設の維持管理について検討していく。</p> |

様式 1

監査指摘事項措置状況通知書（環境経済部 産業振興課）

監査実施日 平成28年6月29日

幸田町監査公示第3号関係分

| 監査指摘事項等 | 措置状況 |
|--|---|
| <p>土地改良区運営費補助金について、幸田町農林関係事業実施要綱第8条第1項中「ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。」とあるが、その全部を概算払とする理由を、より具体的に示されるよう指示されたい。</p> | <p>幸田土地改良区の主な財源収入が賦課金収入であり、賦課金徴収時期が8月から9月にかけて予定されています。</p> <p>上半期において財源が不安定な中、人件費及び、矢作川総合水利の県維持管理負担金等多額の支出が見込まれていることから、土地改良施設の維持管理、土地改良事業推進等円滑な運営を補助するため、人件費及び県維持管理負担金相当額を年度当初より運営上必要額と認め、土地改良区運営費補助金の8割を概算払いとし、年度末実績確認により2割を精算払いとしました。</p> |

様式1

監査指摘事項措置状況通知書（教育委員会生涯学習課）

監査実施日 平成28年6月29日

幸田町監査公示第3号関係分

| 監査指摘事項等 | 措置状況 |
|---|---|
| <p>・空調設備管理業務、清掃業務及び警備業務等、維持管理に必要な業務を専門業者に委託する場合について、常に複数の業者から見積を徴取し検討するなど、経費節減につながる取り組みを続けるよう指導されたい。</p> <p>・指定管理者選定委員会において、多方面からの意見を取り入れられるよう、委員の増員について検討されたい。</p> | <p>◎幸田町の契約規則等に準じた入札、見積徴取等の取り組みを実施し、経費節減につながる取り組みを指導していきます。</p> <p>◎次回の指定管理者選定委員会の委員の選任については、委員数の増員等、意見が偏らないような選任となるよう検討します。</p> |

様式1

監査指摘事項措置状況通知書（教育委員会 学校教育課）

監査実施日 平成28年10月17日

幸田町監査公示第4号関係分

| 監査指摘事項等 | 措置状況 |
|--|--|
| <p>・給食費等の集金において、稀に現金による納付もあるようであったが、領収書の発行が確認できなかった。現金受領において領収書の発行、及びその控えの管理は必須であり、会計事務処理方法の改善を図りたい。</p> | <p>・給食費の徴収は通常、保護者口座から引き落としているが、残高不足等により引落しができない場合は、現金徴収している。</p> <p>その場合の対応として、現金取扱に係る手順を示した通知文を各校に送付し、領収書の発行と控えの管理を適正に行うよう指導した。</p> |

様式1

監査指摘事項措置状況通知書 (住民こども部 こども課)

監査実施日 平成28年10月28日

幸田町監査公示第5号関係分

| 監査指摘事項等 | 措置状況 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・個人情報の園外持ち出しに関しては、やむを得ない場合のみとし、持ち出す場合は、持ち出し簿に内容を記載するとともに、園長の許可を受けることとされたい。・防犯カメラの必要性について、今後検討されたい。 | <ul style="list-style-type: none">・原則持ち出さないこととし、やむを得ない場合のみ、持出簿の様式を定め、持出簿に園長の許可を受けた上で、持出すことを園長会で周知し、全職員に徹底しました。・平成29年度予算で、菱池保育園に防犯カメラを設置する予定であります。 今後も、各園の状況をみながら設置を進めたいと思います。 |

様式1

監査指摘事項措置状況通知書（建設部 下水道課）

監査実施日 平成28年11月14日

幸田町監査公示第6号関係分

| 監査指摘事項等 | 措置状況 |
|--|--|
| <p>・備品台帳の管理について、台帳と現物との照合作業を毎年度実施し、点検記録には、作業の実施日及び確認者が分かるよう点検記録を残されたい。</p> | <p>・備品台帳の管理について、台帳と現物との照合作業を行いました。今後も引き続き毎年、実施し、点検記録には、作業の実施日及び確認者が分かるよう点検記録を残します。</p> |

様式1

監査指摘事項措置状況通知書（環境経済部 環境課）

監査実施日 平成28年11月17日

幸田町監査公示第7号関係分

| 監査指摘事項等 | 措置状況 |
|--|--|
| <p>・備品台帳の管理について、台帳と現物との照合作業を毎年度実施し、点検記録には、作業の実施日及び確認者が分かるよう点検記録を残されたい。</p> | <p>・備品の点検記録には、作業実施日だけでなく、確認者が分かるように様式を変更し対応しています。</p> <p>台帳と現物との照合作業は、これまでどおり毎年度実施します。</p> |

様式 1

監査指摘事項措置状況通知書（教育委員会 学校教育課）

監査実施日 平成29年1月26日

幸田町監査公示第11号関係分

| 監査指摘事項等 | 措置状況 |
|--|---|
| <p>今後の工事実施に関する提言</p> <p>1.書類における所見</p> <p>(1) 工事着手前</p> <p>1) 計画全般に係る書類について</p> <p>① 区長代理、PTA 会長、教職員及び町議員等により構成される「建設準備委員会」への事前説明会については、基本設計及び実施設計をまとめる時点で適宜開催し、工事の進捗状況や近隣への影響等を説明するとともに、委員会からの要望等も集約し取り込む等の調整を実施しており、妥当である。また、工事着手段階で施工者により現場周辺住民（約 10 戸）に対し、着工時の挨拶を実施し書面等を配布しており評価できるが、作業内容の変更が生じる場合の承認プロセスを具体的に提示し、了解を受けておく方が望ましいので助言した。</p> <p>2) 積算に係る書類について</p> <p>① 積算内容の照査については、あらかじめ選任した管理技術者及び町担当者が、公共建築工事積算基準を基本として、建築・電気設備・機械設備数量積算要領等の基準に準拠して照査を行い所属長が承認すると説明であり適切であるが、規模・工事内容に対応する審査の流れと承認プロセスを制度的に明示することで、一層の効率化と適正化が図れるので、検討が望まれる。</p> | <p>◎基本的事項について説明しているため、変更等は考えていないが、天災等により基本的事項（建物規模、工期等）が変更となった場合に了承を得るように考えます。</p> <p>◎規模、工事内容に対する承認については、町の決裁規程に基づき実施しているが、審査の流れと承認プロセスを明示することについては、今後の検討課題とします。</p> |

| 監査指摘事項等 | 措置状況 |
|--|---|
| <p>3) 契約に関する書類について</p> <p>① 追加契約あるいは設計変更に対する積算手続きについて確認したが、監査時点では、追加契約あるいは設計変更はなかったとの説明であり妥当と判断できるが、今後においても仕様変更等が生じた場合は、精算増減手続きは速やかに実施し、常に契約との差額を把握することが望ましい。</p> <p>② 工事監理委託契約とは別に、管理技術者としての委託業務も依頼されていることから、業務的には重複部分も見られることから、工事監理委託契約の追加項目として処理することも可能であり、検討するよう助言した。</p> <p>(2) 工事着工後</p> <p>1) 施工管理に関する書類について</p> <p>① 総合仮設計画図については、基本的項目については表現され作成しており、評価できる。しかしながら、全工期を通じて設置される出入口ゲートの種別・仮囲い・安全通路・作業通路・仮設電気・仮設給排水等をカラーで表現し判別し易くすることで、共通の場に掲示することが望ましい。</p> <p>② 工事の進捗状況については、建築・電気・機械・外構等の各工事に対する一括発注であり、関連工事との調整や事業者・監督職員・設計・監理者との定期的協議により効率よく進められており、工事監査時点では順調に推移していることが判った。然しながら、全体実施工程表については主体となる建築工程と設備工程との関連作業の接点が表現されていないため、関連工事に対する把握及び調整が十分とは言えず、改善するよう指導した。工事を監理する立場からも、建築工程を基準として、電気・機械設備との関連を積極的に工事工程表に反映させて作成するよう指導することが望ましい。</p> | <p>◎追加契約あるいは設計変更に対する積算手続きについては、仕様書の設計変更事務取扱要領に基づき実施しています。</p> <p>◎工事監理委託契約と工事請負者が配置する監理技術者は、個々に必要であり、業務的に重複するものとは考えていません。</p> <p>◎出入口ゲートの種別・仮囲い・安全通路・作業通路・仮設電気・仮設給排水等をカラーで表現し判別し易くすることについては、今後の検討課題とします。</p> <p>◎建築工程を基準として、電気・機械設備との関連を積極的に工事工程表に反映させたネットワーク式工程表を作成するよう今後は指導します。</p> |

| 監査指摘事項等 | 措置状況 |
|---|--|
| <p>③ 施工要領書、各種試験・検査及び諸官庁等への届出については、施工各社に対し事前に提出予定リストとして提出させているが、予定日時の記入はあるが、確認日時とサインの欄のない書式であるので、予定・実施・確認欄を組み込んだ書式を統一することで情報の共有化が図れ、一層の効率化が期待できることから、検討が望まれる。</p> <p>④ 現場の安全管理、特に安全巡視・安全教育については、朝礼・安全衛生協議会・定例会議・新規入場教育を通じて実施していることは評価できるが、安全パトロール・店社パトロール等を効果的に活用し、記録しているとは言えず改善するよう指摘した。</p> <p>⑤ 工事記録写真は、市販ソフトを活用して施工順序に従ってPC管理されており妥当である。隠蔽部分の対象となる配筋検査の記録写真については、全数撮影ではなく、部位・種別毎に選択して記録を残しており、検索出来ない部位も存在することになるので、構造設計者と協議の上、構造的に重要度の高い部位を抽出し、記録として残すことが望ましい。また、容易に検索出来て確認できる整理が望ましいので、市販ソフトを活用した写真ファイルの整理方法の例を示したので検討されたい。</p> | <p>◎施工要領書、各種試験・検査及び諸官庁等への届出の書式統一について今後は書式を統一するよう指導します。</p> <p>◎安全パトロール、店社パトロール等を効果的に活用し、記録するよう指導しました。</p> <p>◎写真撮影箇所等重要な箇所については監理者から指示しています。写真の提出については、愛知県デジタル写真管理情報基準（案）に基づき提出させます。</p> |

| 監査指摘事項等 | 措置状況 |
|---|--|
| <p>2) 施工監理（監督）に関する書類について</p> <p>① 「監理業務分掌区分」について確認したところ、その基準として業務委託特記仕様書を採用しており適正であるが、「建築改修工事監理指針」等を参考として工事の規模・内容に準じた工事監理業務の洗い出しと選別をその都度確認し、追加項目として記載することが望ましい。</p> <p>② 設計及び監理に対する業務委託契約及び仕様書等について質問したが、設計業務委託契約及び工事監理業務委託契約を締結し、運用されているとの回答であった。また、仕様書等は愛知県建設部発行の建築工事設計・積算参考資料を参考に作成し適用しているとの説明であり、適正である。</p> <p>工事規模・内容から、監査時点での工事現況から判断して、工程的には順調に進捗しているが、外装仕上用足場も残っており、冬場の作業としての工程上のリスクも想定されるので、建築工事を軸に電気・空調・衛生工事を加えた残工事工程表を作成させ、無駄のない緻密な工程管理を実践させることで手戻り作業を防止することが可能であり、留意されたい。</p> | <p>◎建築工事監理指針、電気設備監理指針、機械設備監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に基づき監理を実施します。</p> <p>◎当初工程表で管理していくが、工事進捗に合せ修正工程表を作成させ工期内完了に努めるように今後は指導します。</p> |

| 監査指摘事項等 | 措置状況 |
|---|---|
| <p>3) 維持管理業務について</p> <p>① 竣工後の維持管理基準及び保守点検基準に対する整備状況については、既存の学校施設と同等の管理・点検を行うとの説明であるが、同種の公共施設に対する共通の維持管理基準や保守点検シートにより、公正に評価し、適切に対処することが望まれる。一方において、建築資材・設備機器に対する品質・技術・性能に対する改善は進行しており、長期的視点及び経済性の見地からも定期的に耐用年数に対する基準等の更新も有効であり、検討が望まれる。</p> <p>2. 現場施工状況調査における所見</p> <p>(1) 現場施工状況</p> <p>1) 現場施工状況について</p> <p>【建築工事】</p> <p>① 掘削土については原則として場外処分として処理するとともに、埋戻土については現場発生土を活用し、ランマーで締め固めて転圧したとのことである。ちなみに、将来への沈下の恐れについては、埋戻し部分が車輦等の通行帯にかかる部分で確実に締め固めが出来ていない場合に影響が考えられるので、将来において車路部分の舗装工事に着手する前に圧密テスト等で再チェックすることが望ましい。</p> <p>② 生コンの単位水量については、基礎及び躯体部分はいずれも 185kg/m^3 以下であり、上限 185kg/m^3 をクリアしており、妥当である。但し、階高のある躯体や配筋量の多い構造体については、コンクリートのワーカビリティを考慮することが望ましい。</p> | <p>◎維持管理について維持管理基準や保守点検シートにより、公正に評価し、適切に対処することを今後検討します。また、耐用年数に対する基準等の更新についても今後検討します。</p> <p>◎車路部分の舗装工事に着手する前に圧密テスト等で再チェックを実施しました。</p> <p>◎生コンクリート配合計画によりワーカビリティを考慮しています。</p> |

| 監査指摘事項等 | 措置状況 |
|---|--|
| <p>③ 供試体の採取については、コンクリート打設時に荷卸し地点にてランダムで3台の運搬車から採取し、構造体コンクリート強度及び調合強度等の管理の為に試験は標準養生にて行い、型枠脱型用圧縮強度確認は現場水中養生で行っている。供試体は全て第三者機関（財日本品質保証機構）において管理・試験を行っている。試験結果は打設箇所・材齢順に整理し強度上の問題はなかったとのことである。但し今後の工程の中では冬期にかかることから、外気温2℃以下の場合には、寒冷地対策を採ることが望ましい。</p> | <p>◎建築工事標準仕様書に基づき寒中コンクリートの適切な養生を行いました。</p> |
| <p>④ 現場調査時点では、コンクリート躯体（柱・梁・外壁）部分に重大な不具合箇所はなく良好であるが、一部の内部側柱の下端にジャンカ跡も見られ、既に補修されている部分も見られるので、モルタルの充填の度合いも含めて既に打設した部分に対して、不具合に対する全数チェックした記録を残すことが重要であり、外壁については補修し塗装していることから、将来において万が一発生した瑕疵（構造的欠陥・漏水等）に対する因果関係を検索し易くするための手法として有効であるので助言した。</p> | <p>◎将来において万が一発生した瑕疵（構造的欠陥・漏水等）に対する因果関係を検索し易くするための手法として、不具合に対する全数チェックした記録を残すことを今後検討します。</p> |
| <p>⑤ 渡り廊下の取合部分の立上り躯体の一部に欠落箇所があり、Exp.Joint 取付けにも影響があることから、高強度モルタル等で強固に補修するよう助言した。</p> | <p>◎高強度モルタルで強固に補修を行いました。</p> |
| <p>⑥ 1階ピロティ部分の階段・床廻りのコンクリート打設が未了であり、コンクリートガラ、塵埃やゴミ類が放置されており、資機材の搬出入も有効なスペースでもあることから、早期に清掃の上コンクリート打設を行うことが望ましい。</p> | <p>◎清掃の上コンクリート打設を行いました。</p> |

| 監査指摘事項等 | 措置状況 |
|--|---|
| <p>⑦ 内部床の磁器質タイル（300角）については、滑り抵抗値（0.4以上）のあるものを採用することが望ましい。また、破損・ひび割れ等の対策として入荷時の材料確認とともに、下地処理（接着性）について不陸のない適切な施工を選定するよう助言した。</p> | <p>◎内部床タイルに防滑タイルを使用しました。また、破損、ひび割れ等の対策として入荷時の材料確認と下地処理（接着性）について不陸のない適切な施工を助言に基づき実施しました。</p> |
| <p>⑧ 建屋内廊下部分のコンクリート柱の出隅部分に堅木コーナー養生が仕様としてあり有効であるが、コンクリート柱との隙間が生じており、シール充填するとの説明であるので、速やかに施工するよう助言した。</p> | <p>◎早期実施の指示をしました。</p> |
| <p>⑨ 地震で天井の崩落等が発生しないよう、どのような措置を採っているかについては金属工事施工計画書にて確認したとの説明であるが、特定天井・耐震天井・改良型天井に仕分けて施工状況を再確認するとともに、施工状況については、階高もあることから手戻りがないよう足場解体前に再確認することが望ましい。</p> | <p>◎手戻りがないよう足場解体前に再確認を行いました。</p> |
| <p>⑩ Exp.J 金物に対する地質学的最大震度の設定については、一般的には震度6強と言われており、中小規模地震には復元可能であることが求められている。耐震安全性（Ⅱ）であることから、災害時の公共施設として安全に機能することが求められるとともに、層間変形は考慮されているが、漏水対策上からも滑落することなく復元可能であるべきであり、施設への影響度について少ないものであることを検証し、確認するよう助言した。</p> | <p>◎Exp.J 金物について、施設への影響度が少ないものであることの検証、確認を行う事を今後検討します。</p> |

| 監査指摘事項等 | 措置状況 |
|--|---|
| <p>⑪ 柱・梁部分のコンクリート表面に撥水型塗装が採用されており、エスケー化研㈱のミクロンガードとのことである。シラン系化合物で、コンクリート内部に浸透し、化学反応により防水効果があるため有効である。コンクリートの劣化を抑制し、美観を維持し大気汚染を防ぐ環境配慮型ではあるが、経年劣化に対するメーカー保証を確認することが望ましい。</p> | <p>◎経年劣化に対するメーカー保証を確認します。</p> |
| <p>⑫ 外壁及び建具枠廻りに対する断熱材打込み（硬質ウレタンフォーム厚 50）部分で、建具及び設備配管等の取付の前に断熱材コンクリート打込みが先行すると、欠落・空隙等の駄目回りが部分的に見られることから、壁面仕上前に断熱材充填が完了していることをチェックすることが望ましい。</p> | <p>◎壁面仕上前に断熱材充填が完了していることをチェックしました。</p> |
| <p>⑬ 防火区画壁の設備配管・ダクト等の貫通部分については、国交省の標準仕様書に準拠し、納まりに対応して適切に耐火処理されたことを確認し、次作業の承認をするよう留意されたい。</p> | <p>◎納まりに対応して適切に耐火処理されたことを確認し、次作業の承認を行いました。</p> |
| <p>⑭ 外構部分の車輛通行帯に対する路盤の施工について、施工手順・圧密度等の品質性能基準について確認したが、施工手順等が未確認であり、表層の鋤取りや発生土による埋戻しもあることから、舗装工事着手前に、再度締め固め状態を圧密試験等で確認することが望ましい。</p> | <p>◎舗装工事着手前に、再度締め固め状態を圧密試験等で確認することを今後検討します。</p> |

| 監査指摘事項等 | 措置状況 |
|--|--|
| <p>【 電気設備工事 】</p> <p>① メンテナンス対応として、各回路の種別・行先表示等について、どのように計画し、実施しているかを質問したが、電灯・コンセントについては系統別に表示し、ケーブル自体に札又はシールにて、種別・行先表示をすることとであり、妥当であるが、出来れば設備各社による色を使った識別化が望ましい。</p> <p>② 主要施設の照度設定に対して確認したところ、館内の全ての居室及び廊下・倉庫等について、JIS 照度基準に従い設定・計算し、照度分布のシミュレーションを行うとともに現地にて照度測定することとであるが、実際に照度分布図を作成し、居室一覧リストとして確認することで、居室間の照度比較も可能となり、照度の相違点もチェックできるので助言した。</p> <p>【 空調設備工事 】</p> <p>① 施設内の児童クラブ室に対する室内騒音低減措置について質問したが、基本的に低騒音・低振動仕様の機器の選定を計画しているので問題はないが、竣工検査段階で再確認が望まれる。</p> <p>② 外壁に面した空調ダクト内部の結露発生の有無及び対策について確認したが、チャンバーボックス接続ダクトについてはチャッキダンパーを設置するとともに、給気系統は全系統グラスウール保温材にて断熱し、排気系統については外壁より 1m まで断熱を施すとのことである。天井内ダクトの取付け勾配にも注意を要することから、水抜き設置も必要であり留意されたい。冬季の閉館前後にも館内結露が発生し易いため、24 時間換気ダクトを有効に活用するよう助言した。</p> | <p>◎ケーブル自体にシール等で表示し、設備各社による色分けを行いました。</p> <p>◎施工に際し照度分布図でシミュレーションを行いました。居室一覧リストについては、室の種類も少ないことから今回は作成していません。</p> <p>◎室内騒音について竣工検査段階で再確認し、問題ないことを確認しました。</p> <p>◎公共建築工事標準仕様書に基づいて施工しました。</p> |

| 監査指摘事項等 | 措置状況 |
|---|---|
| <p>③ 圧力試験・気密試験について確認したが、各セクション完了時に水圧試験及び冷媒耐圧試験も含めて実施し、確認することである。施工途上でもあり、今後とも実施検証し、報告書にて確認することの回答であり、監理者とともに確実に全域にわたり検証することが望ましい。</p> <p>④ 設備機器（特に給排気口のあるもの）の据付けに際しては、試運転調整迄の塵埃防止策として、ビニールシート等で開口部を確実に遮断しておくことが望ましいので、留意すべきである。</p> <p>【 給排水衛生設備工事 】</p> <p>① 耐震性に対する検討については、その具体的措置を確認したところ、天井面への設置器具及び屋内配管等は設備耐震基準等に準拠した配管支持・形鋼振れ止めを行うとのことであり適正である。給水埋設配管の建物導入部は、スリークッションによる変位吸収配管等も有効であり、確認が望まれる。</p> <p>② 配管等に対する圧力試験・気密試験及び満水試験については、各セクション完了時に試験を実施し、写真及び記録を残すことが求められていることから、引き続き確認検査を継続的に実施し、記録するよう留意されたい。</p> <p>③ メンテナンス対応上、各経路の種別・行先表示等について、どのように計画しているかをチェックしたが、設備各社との色による識別も含めて、共通の表示方法を検討するよう助言した。</p> | <p>◎実施検証し、報告書で確認しました。</p> <p>◎ビニールシートで養生を行いました。</p> <p>◎給水埋設配管の建物導入部は、スリークッションによる施工を行いました。</p> <p>◎各セクション完了時に試験を実施し、写真及び記録を残しました。</p> <p>◎設備各社の色分けを行いました。</p> |

| 監査指摘事項等 | 措置状況 |
|---|--|
| <p>④ 1階玄関ホールの床下配管ピットに対するメンテナンス対策として、床点検口その他、人通孔の適宜配置がなされているが、将来のメンテナンス時の酸欠防止のためにも点検口の位置及び色分けなどをした配管系統図を維持管理マニュアルに記載し、引渡しをすることが望ましい。</p> <p>⑤ 「水質基準に関する省令」に基づく科学的・物理的及び生物化学的試験による水質試験について質問したが、工事着手前に水質測定を行い、水道法水質基準に適合していることを確認したとのことである。尚、引渡し前に各所通水・検査完了後に水質検査業認定業者により、メーターから最遠方の給水栓より検体を採取し、厚生労働省令第101号水質基準に関する省令に基づき計量証明可能な分析機関にて再度水質検査5項目を実施したものを確認の上、記録を残すべきである。</p> | <p>◎ピット間の移動は考えていませんので人通孔は有りませんが、工事完成時にはメンテナンス用として配管系統図を提出させました。</p> <p>◎上水、井戸水の水質検査を実施し、記録を完了書類で提出させました。</p> |
| <p>2) 安全管理状況について</p> <p>① 現場の仮囲いは、原則として専用鋼板(H=3.0m)またはフェンス・横貼りシート養生によりしっかりと設けられている。建地補強用の控え柱も鋼管パイプで緊結されており、適切で安全である。しかしながら、現在出入口メインゲートは特段問題ないものの、振れ止め用ワイヤーが通行帯に取り付けてあることから、作業員のつまずきの恐れもあり、ペンキ又はテープ等で色表示をすることが望ましい。一方で将来の外構工事を控えて仮囲いの取外し時点で、外部から第三者の侵入防止策を事前に検討することが望ましい。</p> | <p>◎振れ止め用ワイヤーをペンキで明示しました。</p> <p>外構工事の仮囲いの取外し時点で、プラフェンスで仮囲いを行い、第三者の侵入防止対策を行いました。</p> |

| 監査指摘事項等 | 措置状況 |
|--|--|
| <p>② 朝礼会場に、安全目標時間（52,000 時間）が掲示されており、無事故無災害で工事が進行していることから、引続き安全管理に注力し目標達成に努力されたい。尚、事務室内にある緊急時連絡先の掲示については、ラックの裏面にあることから、目立つ場所に掲示することで作業員全員にも認識させるよう助言したので、確認されたい。</p> | <p>◎助言の事務室内にある緊急時連絡先の掲示は、社内用で、正式な緊急時連絡表は、事務所入口部の目立つ場所に掲示され、作業員全員が認識していました。</p> |
| <p>③ 労働安全衛生法第 88 条第 2 項に対する届出も完備しており、現場における足場架設状況も適切である。但し、今後の作業の中で、外壁仕上げのための器具や金物取付の他、塗装工事も残っており、躯体との隙間養生を先行することで、引続き上下作業の安全性を確保すると共に、落下防止に心掛けることが求められる。</p> | <p>◎上下作業の安全性を確保し、落下防止対策を行いました。</p> |
| <p>④ 工事安全打合せファイルを点検したが、書式・項目については工夫が見られ、日常管理の中で指示・点検・確認のプロセスも実践されており、良好である。然しながら安全衛生協議会パトロールや店社パトロールに対する指摘事項と改善及び記録については十分とは言えず、安全管理の観点から改善するよう求めた。</p> | <p>◎安全衛生協議会パトロールや店社パトロールに対する指摘事項と改善及び記録についてファイリングしました。</p> |
| <p>⑤ 場内への大型重機等の走行部分には、養生鉄板が適切に敷き込まれているが、一部に走行時に跳ね上がる危険も想定されることから、防止策として適切に固定しておくことが望ましい。</p> | <p>◎養生鉄板について跳ね上がり防止策を行いました。</p> |
| <p>⑥ 現場内の作業足場及び作業通路に、場内標示・安全看板・安全標識等の掲示が少なく、安全管理の啓蒙・促進に注力すべきであり、工事監理への更なる指導が求められるべきである。</p> | <p>◎場内標示、安全看板、安全標識等の掲示を適所に設置しました。</p> |

